

2022年6月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2022年6月10日(金) 10:50

◎荒川徹議員の会派質疑(30分)

1. 全世帯を視野に入れた物価急騰対策を
2. 保健所機能強化について
3. 岩ヶ鼻市民プール(戸畑区)の存続について



荒川徹議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- 北橋市長
- 保健福祉局長
- 市民文化スポーツ局長
- 荒川議員
- 鷹木議長
- 保健福祉局長
- 荒川議員

荒川徹議員の会派質疑

みなさんおはようございます。日本共産党の荒川徹です。中継をご覧のみなさんにもごあいさついたします。会派を代表して質疑を行います。

質疑に先立ち、4月19日に発生した小倉北区の旦過市場の火災で被災されたみなさまにお見舞い申しあげるとともに、一日も早い事業再開を願っております。

さて、国連憲章をふみにじったロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略開始から3ヶ月半となりました。この間に多くの人命が失われ、人びとの暮らしと街の破壊が続いております。同時に物価高騰など、日本を含む世界経済が大きな影響を受けており、ロシアに対して一刻も早くこの無法な戦争を終わらせることを強く要求します。

また、中国による東シナ海、南シナ海での現状変更の行動も予断を許しません。激しく揺れ動く情勢のもとで、「敵基地攻撃能力」の保有などの大軍拡と、憲法9条の改定による海外派兵体制の強化ではなく、何よりも政府は、国連憲章にもとづいて東アジアにおけ

る平和の秩序を構築するための、冷静で積極的な外交的対応にこそ全力をあげるべきであります。

わが党は、長期にわたる新型コロナウイルス禍から、市民のいのちとくらしを守り、生業を支えるために、多くの皆さまとともに、引き続き全力をあげる決意を表明し、質疑に入ります。

1. 全世帯を視野に入れた物価急騰対策を

わが党は、先月 25 日、市長に対し「物価高騰から市民のくらしと営業を守るための緊急経済対策」に関する申し入れを行いました。

そこでまず、現在の物価急騰による市民のくらしや事業者の営業への影響に関する市長の認識について、見解を尋ねます。

今議会に提案された市立学校や保育所等の給食の食材価格高騰対応事業など、物価急騰に対する支援策としての予算案約 23 億円は評価します。しかしながら物価急騰は市民生活全体に影響を及ぼしており、他の自治体で下水道料金を一定期間免除するところもあるとのことですが、いずれにしても幅広く効果が及ぶ更なる対策が必要です。

そこで、本市においても臨時交付金に一般財源からを加えるなどの財源対策をとって、全世帯を視野に入れた即効性のある、物価急騰対策が必要であると考えます。市長の見解を尋ねます。

2. 保健所機能強化について

次に、保健所機能強化事業について尋ねます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、令和 2 年 4 月 4 日付で「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」とする事務連絡を出し、衛生主管部局以外の事務職員による支援、又は外部委託が可能と考えられる業務を示しています。

それによると、入院勧告・措置の調整などの業務については、外部委託ではなく、衛生主管部局以外の事務職員による支援が可能としています。

しかし、本市のコロナ陽性者の入院調整は、実質的に保健所が外部委託している電話オペレータによって行われているのではありませんか。新型コロナへの対応は市民のいのちに関わる問題であり、現状は厚生労働省が示す外部委託の範囲を逸脱したものであり、市担当部局による、責任ある対応が必要であると考えます。

そこで、厚生労働省の示す対応方針に基づき、入院勧告・措置の調整などの業務について市担当部局が責任をもって直接関与するよう、職員の体制を十分に確保して 24 時間の常駐体制をとることを求め、市長の見解を尋ねます。

3. 戸畑区一枝地区の市立岩ヶ鼻市民プールの廃止に関する条例改正に係る議案第 67 号について

岩ヶ鼻市民プールの令和元年 7 月 1 日から 8 月 31 日の間の利用者は 13,486 人で、そのうち小学生以下は全体の 67%を占める 9,046 人。令和 2 年度は、コロナ禍によって同じ期間の利用者総数は 6,404 人と大きく減少しましたが、そのうち小学生以下の利用者は 4,280 人で前年と同じく全体の 67%でした。そして、コロナ禍のために開館期間が 7 月 1 日から 8 月 8 日までと大幅に短縮された昨年の夏も、利用者全体の 70%近い 4,024 人が小学生以下の子どもたちでした。

戸畑区においては、スポーツ施設の集約化の方針のもとで、この間相次いで児童プールが廃止されてきましたが、これらの数字は、岩ヶ鼻市民プールが、とりわけ子どもたちに親しまれ、利用されてきたことを示しています。

現在はコロナ禍により制約を受けていますが、コロナ後を考えると、受け皿を確保することは絶対に必要です。

そこで、岩ヶ鼻市民プールのうち、少なくとも現在運営している 25 メートルプール及び幼児用プールについては存続し、コロナ後に備えて必要な改修工事を行うことを求め、市長の見解を尋ねます。 以上で、私の第一質疑を終わります。

■北橋市長

専決処分について、一言申し上げます。

4 月 26 日に国はコロナ禍における原油価格物価高騰など、総合緊急対策を閣議決定しました。これに伴い本市では住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の運用改善および子育て世帯生活支援特別給付金に係る必要経費について専決処分させていただきました。これは一日も早く対象者に給付金を届ける必要があるとの思いから、判断したものでありまして、ご理解をいただければと考えております。

[物価急騰による市民や事業者の受けている影響、またその対応について]

新型コロナの世界的な感染拡大やウクライナ侵攻などを要因とする原油高物価高により、地域経済は大きな影響を受けております。4 月の消費者物価指数は、対前年の上昇率が 2%を超え、報道では 2 人以上世帯で年約 6 万円の支出増となることが予測されております。5 月に実施した市内企業のヒアリング調査 152 社によりますと、資材高や原油高、円安による収益の悪化など影響を受けている企業が全体の 6 割を超えるなど、多くの事業者にも影響が出ております

このような中、コロナにおける原油価格物価高騰など、総合緊急対策として、国では、ガソ

リン価格を抑えるための補助金上限の引き上げや低所得者世帯への子ども一人当たり 5 万円支給、および新たに非課税になった世帯への 10 万円支給などの支援が行われております。また県におきましては、緊急の小口資金や総合支援資金の申請期間を 8 月末まで延長し、農家に対し肥料代の上昇分を助成することを行う予定であります。

こうした中、本市におきましては、国の総合緊急対策に基づいて生活者に対する支援としては、市立の小中、特別支援学校および保育所等の給食費の物価高騰分に相当する費用の補助 5 億 2,910 万円、また子ども食堂における食材調達を支援するため、地元水産加工品の購入経費を補助 1320 万円、また全世帯を対象にして、レジャーなどの面から支援し、市民の外出機会の喪失による地域経済活性化を図るため、主に夏休み期間中の公共施設の入場料の無料化 2 億 5460 万円、プレミアム付き商品券の発行支援 3 億 5000 万円、省エネ対策支援として購入費用の一部を商品券として還元 4 億 7,200 万円などを行い、できる限り幅広い世帯の家計の負担を減らしたいと考えております。

また事業者に対する支援としましては、資金繰りや価格追加問題に関する特別相談窓口を 6 月 3 日新たに設置しております。また北九州市融資制度、景気対応資金にかかる信用保証料の全額補助の実施 2 億 7,540 万円、加えて市内事業者の経営体質強化に向けまして、IT 等の活用により業務の効率化を図る DX デジタル化の推進補助に 8000 万円、電気料金などのコストを下げる省エネ設備の導入補助 3 億 2000 万円、新分野やなどにチャレンジする国の事業最高値補助金の申請補助 5000 万円などの支援を行い、足腰の強い地域経済の構築を目指しております。

原油物価の先行きが見通しにくい中ではありますが、まずはこれらの取り組みを着実に進めてまいります。市民、事業者が活力にあふれ、明るい未来を描けるように寄り添った支援に努めてまいります。残余の質問は関係局長からお答えをさせていただきます。

[保健所の新型コロナ対応についての入院勧告・措置の調整の体制について]

■保健福祉局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返される中で、市民の健康・生命を守るため、対応の要となる保健所の役割は大変重要です。本市ではこれまでも、感染状況に応じまして、国の示す方針等に沿って、保健所職員の増員や全庁的な応援体制の構築、また業務のアウトソーシング、デジタル化の推進などを積極的に行い、機能、体制の強化を図ってきました。入院勧告・措置の調整については、感染症法に基づく手続きで、医師が入院治療を必要と認めた方に対して、保健所職員が直接業務を行っています。

また肺炎などが疑われる陽性者の入院先の調整については、保健所の医師や保健師、看護師が対応していますが、夜間帯については、24 時間対応の電話窓口で相談を受け付けて、新型コロナ対応を行う輪番の医療機関につなぐ、といった対応をとっています。

この電話相談では保健所の保健師などの指導のもと、民間から派遣された看護師が、専門知識を生かして対応を行っています。

夜間には保健所の医師と保健師の各 1 名ずつが携帯電話で相談員の看護師をサポートする体制を整えており、必要に応じて、指示などを行うことにより、支障なく入院調整等が行われているという状況です。

本市ではこれまでも、外部委託などの民間事業者の活用については、現場の実態を踏まえて、市職員の業務との切り分けなどの精査を行っています。

今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染状況に応じた適切な対応を行っていただけるよう、職員体制を確保するとともに、関係機関や民間事業者などとも連携を図りながら、市としてしっかり責任を持って対応したいと考えています。以上です。

[岩ケ鼻市民プールの存続に関する質問について]

■市民文化スポーツ局長

岩ケ鼻市民プールは、昭和 36 年に開設した屋外プールで、長年にわたり戸畑区民をはじめ、多くの市民に親しまれてきました。

このプールのあり方については、戸畑区内のスポーツ施設を集約する戸畑 D 街区の整備計画の中で、浅生スポーツセンター内に集約整備することとしました。

5面のプールを有する岩ケ鼻市民プールは、浅生スポーツセンターの完成後、段階的に廃止することとしています。現在残っている 2面については、プール層のひび割れやプールサイドのシートの破損など、老朽化が著しく、安全に利用できない状態となったため、今回廃止するものです。

廃止に当たっては、地元から浅生スポーツセンターのプールは、子どもたちが使いにくいと言っているため、岩ケ鼻市民プールを存続してほしいとの声がありました。

具体的には、コーススロープが張られているため子供が自由に遊べない、子供が大きな声を出すと大人から注意される、屋外にプールがないなどがありました。また子や孫の付き添いで水着の着用を求められる、といった意見もありました。

このような声を受けて、今年度から夏休みの期間中に 25メートルプールのコーススロープを全て外し、子供が自由に遊べる子ども時間や、子どもデーの設定、また屋外に幼児用の仮設プールを設置する、またプールの付き添いをする場合は水着の着用は不要、とすることになりました。また今年の夏休みの利用状況や利用の声を踏まえ、誰もが楽しめるプールとなるよう来年度以降も改善していくこととし、地元からこうしたことで了解をいただいたところではあります。

従いまして、岩ケ鼻市民プールにつきましては、計画通り廃止することとし、一方浅生スポーツセンターのプールについては、引き続き利用する方々の声を聞きながら、利便性の向

上に努めてたいと考えています。答弁は以上です。

【第二質問】

●荒川議員

それでは質問をさせていただきたいと思います。

まず議案第 64 号の一般会計補正予算の専決処分に関してですが、コロナ禍と相まって、物価の急騰が市民生活に影響を及ぼしているということで、速やかな支援を届けるということが非常に重要であると考えます。ただ住民税非課税世帯に対する給付は、おおむね順調に行っていると思いますが、家計急変世帯への給付は、想定を相当下回っているということで、今本当に支援が必要なところにしっかり届くことが必要だというふうに思うんで、この点について改めて今後の取り組みをお尋ねしたいと思います。また低所得の子育て世帯に対する給付についても同じように周知の徹底と、きめ細やかな支援が必要になるとと思いますので、併せて見解をお伺いします。

○鷹木議長

失礼します。荒川議員に申し上げます。質問にあたりましては、一問一答により行われますようお願いいたします。

[家計急変世帯への対応]

■保健福祉局長

家計急変世帯に対する対応について、どのように強化していくのかという趣旨での質問いただいています。これまで家計急変世帯については、申請件数が 833 件にとどまっているという状況です。こうした中、今回国の方では、令和 4 年度に新たに住民に非課税となった世帯に対して、プッシュ型の給付を行うということとなっています。この運用改善により、昨年令和 3 年中に家計が急変した世帯への給付については促進されるものと考えています。

こうした取り組みについて、今後やはりしっかりと周知も行うとともに、対応を強めていきたいと思っておりますが、ただ令和 4 年 1 月以降に、こうしたコロナの感染症の影響で家計急変した方については、現状で把握することが困難な状況です。これまでもホームページや、区役所の命をつなぐネットワークコーナー、保護課、あるいは社会福祉協議会などでの周知、またハローワークや商工会議所等とも連携を図って、周知を行ってきたところですが、今後ですが、さらに緊急小口資金等の支援策を新たに利用する方に対しまして、郵送による個別案内を行いたいと思っております。

そしてまた SNS や検索連動型の Web 広告、こちらの掲載も行いたいと。そして受給資格の有無とか、申請書の書き方などに関する内容について、相談会等開催し、しっかりと周知

を行っていきたいと考えています。こうした点をしっかり強めて、こうした家計急変世帯へのフォローアップをしていきたいと考えています。以上です。

●荒川議員

失礼しました。それでは低所得の子育て世帯に対する給付についても、同様の周知徹底と支援が必要になると思いますが、この点はしっかりやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に今の物価急騰の中で、非常に厳しい声を私たちも聞いておるわけですが。北九州市が実施しようとしている中小企業実態調査。これ北九州地域の税務署のデータによると、所得税法人税申告事業所は約6万事業所となっております。

今回、市がやろうとしているのは2万8000事業者です。おそらく零細なところはかなり抜けているのではないかと思うんですけど、正確にやはり集計を、実態を把握することが必要であるし、集計結果の公表が11月になっておりますよね。今非常に即効性が問われて求められているという中で、こういう調査は必要だと思いますけども、しっかり把握して的確な対応をとっていくことが必要だと思いますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

[物価急騰による中小企業者への影響と対応について]

■産業経済局長

議員が言われた6万件ですけれども、私どもが2万8000件ということでちょっとその差については、詳細わかりませんが、今回我々は、経済センサスをもとに抽出して、2万8000件。この事業所を対象にしたアンケート調査を実施する、調査を行うということにしております。必要に応じて、その内容を見た上で、企業訪問も行っていきたいというふうに考えています。

また相談窓口も常設しておりますので、そこでもしっかり状況も確認したいと思っております。商工会議所や経済団体とも連携して、実態はつかんでいきたいというふうに思っております。現在もその必要に応じて、企業訪問というのはそのアンケート調査は別にもうスタートしておりますし、団体とも連携して実態もつかむことはスタートしております。そういったことで我々としては、しっかりと市内の事業所の実態をつかんでいきたいというふうに考えております。以上です。

●荒川議員

先ほど言いましたけども、事業所の関係の方からは、コロナでだいぶ打撃を受けたけど、次第に売り上げが戻ってきた。ところが、この物価急騰で仕入れ価格などが上がってですね、結局以前よりももっとひどい状態になってるっていう事なんですよ。だから本当にそういう

現場の声を、しっかり市として把握して、適切な措置を取っていかないといけないというふうに思います。これは、市長にぜひそういう点でしっかり発破をかけていただき、適切な措置をとっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に保健所の体制強化のためのチェックリストに関して再度お尋ねいたします。

厚生労働省の担当者によると、外部委託の考え方としては、保健所でなければならない業務、つまり公権力の行使に関わる業務と、保健所でなくてもできる業務があって、今回事務連絡で示したものは、比較的外部に委託しやすい業務を上げて、参考例としたものだという事ではないかと。そのチェックリストでは入院勧告措置の調整を外部委託ではなく、衛生主管部局以外の事務職員、これいわゆる公務員ですね。市の職員による支援が可能としている。そしてそれについてはわざわざですね、本人や医療機関への連絡という注釈をつけて、あくまでも事務的、補助的な範囲としております。

新型コロナウイルスが感染症法に基づく指定感染症に指定され、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供が可能となったわけではありますが、それだけに入院勧告措置の調整というのは、直接行政が判断をして対応すべきではないかと思えます。それだけ判断は重いというふうに思いますが、この点について再度答弁をお願いします。

[保健所の機能強化について]

■保健福祉局長

ご指摘の入院勧告の措置の流れですが、今保健所の方での夜間でのこの対応については、例えば自宅療養中に体調が悪いということで、相談があったりするケースがメインになると思えます。これについては、まず入院が必要かどうかの判断については、通常の医療もそうですが、まず医療機関の方に行っていただいて、そこで入院が必要という答えが戻ってきた時点で判断を行うという形になります。ですから今回の流れというのは電話があって、まず輪番の医療機関にかかっている。そこで医師が、入院が必要だと判断した時に、本人に対して勧告を行うという形です。それは、しっかりとフォローアップとして保健所の職員が行っているという考え方です。

それとあと相談については、これは委託業務という扱いにしますと、やはりあの丸投げという形で指摘を受ける部分だと思いますが、ここの部分については、医療従事者の人材派遣を中心に行っております。民間事業者。こちらの方といわゆる派遣という形で労働契約を結んでますので、保健所の基本的な感染症対策のオペレーションにのって対応していただけるものと考えております。以上です。

●荒川議員

私たちもいろいろ実態について、いろんな情報を収集しております。先ほど言いましたよ

うに、入院調整・入院勧告・措置の調整っていうのは非常に重要だと。そして判断を重たいというふうに思いますんでね、そこをしっかりと市の関係者が関与して、適切な指示を出していくと、判断をしていくということが必要だと思いますので、ここは、また引き続き議論していきたいと思います。

もう一つ新型コロナウイルス相談ダイヤルについてお尋ねしたいと思います。

令和2年の2月1日に開設され、医療職の派遣会社の派遣看護師が、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ対応、受信先の紹介、検査に関する相談、自宅療養者からの問い合わせ対応、夜間診療の案内・調整などが、業務内容というふうに聞いております。そこでお尋ねしますが、夜間ですね。夜間にいわゆる濃厚接触者が体調不良等によって、相談の電話をかけてきたとき、夜間に診療してくれる医療機関は市内で現在あるでしょうか。夜間診療の案内・調整となっておりますが、相談に対して、受診につながるまで対応できるのか、その現状をお尋ねしたいと思います。

■保健福祉局長

コロナの対応について、先ほど申しましたとおり、輪番の医療機関というのを設けております。これは相談をいただく中で、明らかにその可能性が高いということであれば、そちらの医療機関にまず調整を行うという段取りになると思います。ただ一律に全部行くかというところもあります。そうした複雑な事例とか検討を要する案件につきましては、先ほど申しました通り、保健所の方の医師あるいは、保健師の方がオンコールで対応して、調整を行うという流れになっています。以上です。

●荒川議員

私たちのいろいろ情報収集する中で、非常に濃厚接触者の方が相談をしても、実際に診てくれるところがないという声を聞いております。ですから非常にかける方も不安ですし、受ける方も対応の仕様が非常に難しいという現状にあるわけですよ。そこをやっぱりしっかり行政としてフォローしていかなければいけないということで、今お尋ねをしたわけですが、ぜひ現状について把握して、対応していただきたいということを要望いたしまして、時間が来ましたので質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。